第八十七条の見出し中「の通知等」を「に関する通知」に改め、同条第一項中「第五十七条第一項本文」を「第五十七条第一項前段」に改め、「により」の下に「更に期日を定めて選挙会又は選挙分会を行わせることとした場合及び当該」を加え、「その旨を」を「、同項前段の規定により更に期日を定めて選挙分会又は選挙会を行わせることとした旨及び当該選挙分会又は選挙会の期日を、それぞれ」に改め、同条第二項中「第五十七条第一項本文」を「第五十七条第一項前段」に改め、「により」の下に「更に期日を定めて選挙会を行わせることとしたとき、及び当該」を加え、「その旨を」を「、同項前段の規定により更に期日を定めて選挙会を行わせることとした旨及び当該選挙会の期日を、それぞれ」に改める。

第九十三条第一項中「投票所」を「各投票所」に改め、「時刻」の下に「のうち最も早い時刻」を加え、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百条第一項中「によつて」を「により更に期日を定めて投票を行わせることとした場合及び当該」に、「場合においては」を「場合には」に、「その旨を」を「、同条の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとした旨及び当該投票の期日を、それぞれ」に改め、同条第二項中「場合においては」を「場合には」に改め、同項ただし書中「がする」を「が行う」に改める。

第百一条の見出し中「の期日」を削り、同条第一項中「天災事変」を「天災」に、「に因つて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により更に期日を定めて開票を行わせることとした場合及び当該」に、「場合においては」を「場合には」に、「その旨を」を「、同項の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした旨及び当該開票の期日を、それぞれ」に改め、同条第三項中「場合においては」を「場合には」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「がする」を「が行う」に改める。

第百三十九条中「法第十一条第三項」を「第十一条第三項」に、「法第十九条第二項」を「第十九条第二項」に、「法第二十一条第四項、法第二十二条、法第二十三条第一項並びに法」を「第二十一条第五項、第二十二条、第二十三条第一項並びに」に改める。

第百四十一条の二第一項中「及び第四項」を「及び第五項」に、「第四十八条の二第二項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される法第四十二条第一項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）」を「第四十一条の二第一項から第四項まで」に改め、「第四十八条の二第一項」の下に「から第四項まで」を加え、「、第四十八条の二第二項の」を「並びに第四十九条の二第三項、法第四十八条の二第五項の」に、「、第六十一条」を「並びに法第六十一条」に、「並びに第二百七十条の二」を「及び第二百七十条の二」に、「市の長」を「市長」に改める。

第百四十二条の二の見出し中「する」を「行う」に改め、同条第一項ただし書中「第二号から第四号まで及び第七号」を「第四号から第七号まで、第十一号及び第十二号」に、「にする」を「に行う」に改め、同項第一号中「、第二項若しくは第四項又は第五十九条の五の四第五項」を削り、同項第七号中「又は第五十九条の八第二項」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第六号中「する同項」を「同項」に、「行われる」を「行う」に、「同条第四項」を「第五十七条第三項において準用する第五十六条第四項」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　第五十九条の五の四第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

第百四十二条の二第一項第五号中「行われる」を「行う」に、「同条第四項」を「第五十七条第三項において準用する第五十六条第四項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号中「する」を「行う」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「又は同条第二項において準用する第五十一条第二項において準用する第五十条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求」を削り、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　第五十一条第二項において準用する第五十条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

第百四十二条の二第一項第一号の次に次の二号を加える。

二　第五十条第二項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

三　第五十条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

第百四十二条の二第一項に次の一号を加える。

十二　第五十九条の八第二項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求

第百四十二条の二第二項中「前項第二号から第四号まで及び第七号」を「第一項第四号から第七号まで、第十一号及び第十二号」に、「にする」を「に行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村の選挙管理委員会は、法第二百七十条の二第一項の規定により午前六時三十分から午前八時三十分までの間で午前八時三十分と異なる時刻を定める場合又は午後八時から午後十時までの間で午後八時と異なる時刻を定める場合には、前項各号に掲げる行為について、それぞれ午前八時三十分又は午後八時と異なる時刻を定めることができる。ただし、次に掲げる行為については、それぞれ同一の時刻を定めなければならない。

一　前項第二号に掲げる行為及び同項第八号に掲げる行為

二　前項第四号に掲げる行為及び同項第七号に掲げる行為

第百四十二条の三中「により」の下に「午前六時三十分から午前八時三十分までの間で午前八時三十分と異なる時刻を定めた場合又は」を加え、「午後八時まで」を「午後十時まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。ただし、第十一条の改正規定及び次条第四項の規定は、平成二十八年六月一日から施行する。

（適用区分等）

第二条　この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下この条において「新令」という。）の規定（新令第一条の三、第十一条、第十五条及び第十六条の規定を除く。）、次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十九条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第六条の二、第七条の二第二項、第九条及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）第二条（第三項を除く。）及び第四条第二項の規定、附則第七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第十九条及び第二十二条の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第五条及び第八条の規定は、この政令の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項及び第四項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

2　新令第十五条の規定は、公職選挙法第二十二条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日（選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日をいう。以下この項において同じ。）が施行日の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙のうちその期日の公示の日が早いものにおける同条第二項の規定による選挙人名簿の登録（以下この項及び次項において「次回の国政選挙における登録」という。）に係る基準日以後であるものに係る縦覧に供する書面の写しの閲覧について適用し、同条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日が次回の国政選挙における登録に係る基準日前であるものに係る縦覧に供する書面の写しの閲覧については、なお従前の例による。

3　新令第十六条の規定は、次回の国政選挙における登録以後に行う選挙人名簿に登録されている者の表示の消除について適用し、次回の国政選挙における登録前に行う選挙人名簿に登録されている者の表示の消除については、なお従前の例による。